

後期高齢者医療で受けられる5つの給付



①医療機関受診時の給付

被保険者証(保険証)を医療機関に提示することで、窓口での支払いは医療費などの1~3割となります。

②医療費を全額支払ったときの給付 ※保険年金課への申請が必要です。

次の場合、費用の一部が払い戻されます。

- ・やむをえない事情で、被保険者証を持たずに医療機関を受診したとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)を作ったとき
- ・海外旅行中に医療機関を受診したとき

申請に必要なもの

- 被保険者証、預金通帳またはキャッシュカード、医師の証明書・領収書など

③医療費が高額になったときの給付

同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請し、承認されると限度額を超えた分が払い戻されます。初めて該当したときに、申請書を送ります。



詳細はこちら

※限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、同じ月、同じ医療機関での医療費などを自己負担限度額までに抑えることができます場合があります。入院する場合などは問い合わせください。

④被保険者が亡くなったときの給付

※保険年金課への申請が必要です。

喪主に葬祭費として5万円を支給します。

申請に必要なもの

- 葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書など)
- 亡くなったかたの被保険者証
- 喪主及び相続人代表者の預金通帳またはキャッシュカード

※高額療養費などの返還にあたり、相続人代表の申し立てが必要です。

⑤交通事故などにあつたときの給付

第三者(加害者)による行為でけがをした場合、加害者が医療費を負担することが原則ですが、手続きをすることで、後期高齢者医療で治療が受けられます。この場合の医療費は後で加害者に請求するものとなります。

※加害者から治療費を受け取った場合や示談を済ませた場合は、対象外となる場合があります。

問合せ 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎0480(92)1111 内線147・148

もしかして...

児童虐待? すぐに相談してください

いちはやく ~ 189 気づいてあげて そのサイン ~



児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。子育ては楽しいことばかりではなく、そのストレスが児童虐待の引き金となっていることも指摘されています。子育てに悩んだとき、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、すぐに相談をしてください(秘密厳守、匿名可)。

主な児童虐待

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に閉め出すなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不衛生にする、自動車の中に放置する、病院に連れて行かないなど

心理的虐待

脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

相談窓口		電話番号
市の窓口	子育て支援課(こども家庭センター)	0480(31)9162
	子育て支援課(家庭児童相談室)	0480(92)1111
	東児童館内子育て支援センター「はぴちる」	0480(92)7389
	西児童館内子育てサロン「らぶちる」	0480(92)4761
	高岩保育所内子育てサロン「ぶりちる」	0480(92)7716
	千駄野保育所	0480(92)1303
	高岩保育所	0480(92)7582
	西保育所	0480(92)1690
	しらおか虹保育園(相談のみ対応)	0480(31)7750
	白岡みちのこ保育園(相談のみ対応)	0480(53)5313
県の窓口	児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)
	埼玉県虐待通報ダイヤル ※つながらないとき☎048(762)7533	#7171 (ないない)
	埼玉県中央児童相談所	048(775)4152
	埼玉県幸手保健所(相談のみ対応)	0480(42)1101

問合せ 子育て支援課子育て支援担当 ☎0480(92)1111 内線152・153